

議第 1 4 5 号

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例

呉市御手洗地区文化施設条例（平成 1 7 年呉市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 郷土の歴史、文化財、民俗、産業等に関する市民の知識及び教養の向上を図り、並びに市民と他地域の住民との文化交流の活性化に資するための施設として、呉市御手洗地区文化施設（以下「文化施設」という。）を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">文化財施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧柴屋住宅</td> <td style="text-align: center;">呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入館料の納付等）</p> <p>第 4 条 <u>交流施設に入館しようとする者は、入館料を納付しなければならない。</u></p>	施設区分	名称	位置	略			文化財施設	略		旧柴屋住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地	<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 郷土の歴史、文化財、民俗、産業等に関する市民の知識及び教養の向上を図り、並びに市民と他地域の住民との文化交流の活性化に資するための施設として、呉市御手洗地区文化施設（以下「文化施設」という。）を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">文化財施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧柴屋住宅</td> <td style="text-align: center;">呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧金子家住宅</td> <td style="text-align: center;">呉市豊町御手洗字常盤町 1 6 6 番地 1 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用の許可）</p> <p>第 4 条 <u>旧金子家住宅の茶室（以下「茶室」という。）を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の許可に際し、管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p>（入館料の納付等）</p> <p>第 5 条 <u>文化施設のうち別表第 1 に掲げる施設に入館しようとする者は入館料を、茶室について前条第 1 項の許可を受けた者（以下「茶室の使用者」という。）は、入館料のほかに茶室の使用料を納付しなければならない。</u></p>	施設区分	名称	位置	略			文化財施設	略		旧柴屋住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地	旧金子家住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 6 6 番地 1 5
施設区分	名称	位置																							
略																									
文化財施設	略																								
	旧柴屋住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地																							
施設区分	名称	位置																							
略																									
文化財施設	略																								
	旧柴屋住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 7 4 番地																							
	旧金子家住宅	呉市豊町御手洗字常盤町 1 6 6 番地 1 5																							

<p>2 入館料の額は、別表に定める額とする。</p> <p>3 入館料は、入館する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、特別な理由があると認めるときは、<u>入館料</u>を減免することができる。 (<u>入館料</u>の還付)</p> <p><u>第5条</u> 既納の<u>入館料</u>は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、<u>入館料</u>の全部又は一部を還付することができる。 (<u>入館</u>の制限)</p> <p><u>第6条</u> 委員会は、文化施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 略 (<u>退去命令</u>)</p> <p><u>第7条</u> 委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設からの退去を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>(1) ・(2) 略</p>	<p>2 入館料及び茶室の使用料の額（以下「<u>入館料等</u>」という。）は、別表第1及び別表第2に定める額とする。</p> <p>3 入館料は、入館する際に、<u>茶室の使用料</u>は、<u>使用の許可</u>を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、特別な理由があると認めるときは、<u>入館料等</u>を減免することができる。 (<u>入館料等</u>の還付)</p> <p><u>第6条</u> 既納の<u>入館料等</u>は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、<u>入館料等</u>の全部又は一部を還付することができる。 (<u>入館及び使用の許可</u>の制限)</p> <p><u>第7条</u> 委員会は、文化施設に入館しようとする者又は<u>茶室の使用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館又は茶室の使用</u>を拒否することができる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>専ら営利を図る目的で使用するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(6) 略 (<u>退去命令及び使用の許可の取消し等</u>)</p> <p><u>第8条</u> 委員会は、入館者又は<u>茶室の使用者</u>（以下「<u>入館者等</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設からの退去を<u>命じ</u>、又は<u>茶室の使用の許可</u>を取り消すことができる。<u>この場合において、入館者等が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。</u></p> <p>(1) ・(2) 略</p> <p>(3) <u>虚偽の申請に基づき茶室の使用の許可を受けたことが判明したとき。</u></p> <p>(4) <u>許可された目的以外に茶室を使用したとき。</u></p> <p>(5) <u>茶室の使用の許可に付した条件に違</u></p>
---	--

(損害賠償)

第8条 入館者は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(施行規定)

第9条 略

別表(第4条関係)

入館料		
名称	種別	金額(一人1回につき)
江戸みなとまち展示館及び乙女座	略	

備考 略

反したとき。

(原状回復)

第9条 茶室の利用者は、その利用を終了し、又は当該利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 入館者等は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(施行規定)

第11条 略

別表第1(第5条関係)

入館料			
名称	種別		金額(一人1回につき)
乙女座	略		
旧金子家住宅	一般	個人	200円
		20人以上の団体	160円
	高校生	個人	120円
		20人以上の団体	90円
	小・中学生	個人	80円
		20人以上の団体	60円

備考 略

別表第2(第5条関係)

茶室使用料

区分	金額
1回につき（5時間以内）	5,000円
超過料金	1時間までごとに 1,000円

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

呉市重要文化財に指定している旧金子家住宅を呉市御手洗地区文化施設として設置するため、この条例案を提出する。